

民間資金等活用事業推進委員会  
第7回事業推進部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第7回事業推進部会  
議事次第

日 時：令和3年12月3日（金）10:00～11:57

場 所：オンライン会議

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 小規模自治体へのPPP／PFI導入促進について
- (2) 収益型PFI事業への安定的な資金供給方策、人材の育成等について
- (3) その他

3. 閉 会

○庄司企画官 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第7回事業推進部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日、10名の委員・専門委員の皆様にご出席いただいておりますので、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されております定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

今回もウェブ会議システムを活用いたしまして、委員・専門委員、各省庁の傍聴者及び事務局はオンラインで参加していただいております。

また、本日の議事のご関係でございまして、株式会社民間資金等活用事業推進機構のプロジェクト支援部の鬼頭副部長にオブザーバーとして御参加いただいております。

今期最初の事業推進部会となりますけれども、事務局のほうで人事異動がございましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、民間資金等活用事業推進室長の金子でございます。

○金子審議官 7月から審議官で参りました金子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。先生方には普段よりPPP/PFIの施策、様々な形で御支援いただき本当にありがとうございます。おかげさまでPPP/PFIの事業も順調に数が増えておりまして、今年はコロナの影響で少し減速した感もありますけれども、これは一時的なものだと思います。ますますこれからも伸ばしていくということで、お力添えいただければと思います。

課題といたしましては、今日の議題にもありますように、小規模の自治体の方にどう取り組んでいただくかとか、あるいは収益型のPFIをより盛り上げていくにはどうしたらいいかと、いろいろ課題がございます。御忌憚のない御意見をいただき、今後の施策の取組に生かしていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○庄司企画官 ありがとうございます。

あと、同じく人事異動に伴いまして着任いたしました、本日進行を務めさせていただきます企画官の庄司と申します。よろしくお願ひいたします。

あと、同じく人事異動に伴って参事官の福永も新たに着任をしております。

それでは、以後の議事につきましては、北詰部会長に進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○北詰部会長 では、私、部会長でございます北詰が進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。今年度初めてということで、皆様の御協力と積極的な御発言で円滑に進めていきたいと思っております。

では、議事を進めてまいります。本日はその他を含めて3点ございます。そのうちの第1、議事（1）につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、資料1に沿いまして、議事の1つ目「小規模自治体へのPPP/PFI導入促進について」を御説明させていただきたいと思っております。

まず1ページを御覧いただければと思っております。本日の御説明の目次を示してございます。

優先的検討規程に係る経緯や、今般実施したアンケート調査結果を中心に現状課題を御説明した上で、優先的検討規程の策定・運用の手引きの見直しの方向性について整理をいたしております。また、その上で今後、情報収集等のためにヒアリング等を実施してまいりたいと思っております、その実施方針について本日は御議論いただきたいと考えております。

2 ページを御覧いただければと思いますが、こちらは小規模自治体へのPPP/PFI導入促進ということで、これまで取り組んできました経緯について整理してございます。地方公共団体におけるPPP/PFIの導入促進に向けた取組として、平成27年12月には「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」ということで、人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討を行うことを求めまして、平成28年度末までの規程策定を要請しているところでございます。

その後、本年6月に改定いたしましたアクションプランにおきまして、新たに人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対しても優先的検討規程の策定を促すとともに、人口20万人未満の地方公共団体に対し、PPP/PFIの導入が進まない要因を踏まえた重点的な施策や積極的な支援を行うこととされております。

また、人口10万人未満の地方公共団体を念頭に、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成していくことについて、今年度から取り組むことになっております。

なお、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数としては、令和6年度までに334団体とすることを新たに目標として掲げているところでございます。

これらを踏まえまして、今年度の取組といたしまして、優先的検討に係る先進的な取組等に関するヒアリングを実施した上で、人口10万人未満の地方公共団体における活用を念頭に置いた優先的検討規程の策定と運用の手引きの改定を行いたいと考えてございます。あわせまして、人口20万人未満の地方公共団体での導入促進策も整理を進めたいと考えてございます。

3 ページは、この辺りの経緯をより詳細に並べた年表でございまして、説明は割愛させていただきます。

4 ページを御覧ください。こちらも参考でございますけれども、優先的検討規程の考え方を整理しているものでございまして、優先的検討規程というのは事業実施の際、原則としてPPP/PFIの導入検討を行うことをルールと定めた上で、必要な知識等を整理しているものになってございます。

これに関する手引きというのも用意しておりますが、規程が対象とするような事業規模や分野、手続について、いろいろな目安を示しております、各自治体において運用しやすい形で独自に設定していくということは妨げないような考え方で作成しているものでございます。

5 ページを御覧ください。続きまして、現状と課題ということで、アンケート等も行っておるところを踏まえまして、御紹介させていただきたいと思っております。

まずこちら、優先的検討規程の策定状況ということで、令和3年3月時点での整理になりますけれども、198団体で策定済みということを確認しております。人口20万人以上の団体における策定率は75%に上っておりますが、人口10万から20万人の団体ですと14%、人口10万人未満の団体になりますと2%にとどまっているという状況でございます。

また、右側の青い表でございますけれども、PFI実施率と優先的検討基準の策定状況との関係を整理しているところでございます。規程策定済みの団体の実施率は未策定の場合よりは高いということがデータでも明らかになっているという状況でございます。

6ページを御覧ください。現状と課題ということで、こちらはPFI事業の実施状況ということでございまして、11月12日に内閣府から公表させていただいております令和2年度末までのPFIの実施状況ということで、これは団体の人口規模別に整理をさせていただいております。円グラフの上下で8年前と直近の状況を比較しておりますが、PFI未経験を示したオレンジの部分以外の部分が上から下に行くことで広がっていったところでPFI実施団体が増加していることが確認できるかと思えますし、これに伴って件数も着実に増加しているという状況がございます。しかしながら、PFI事業を実施したことのある団体というのは、人口10万人から20万人の団体で40%、10万人未満の団体では10%程度にとどまっております。またオレンジの部分が目立つような状況でございます。

また、オレンジの部分とPFI事業が1件の団体を示している水色の部分以外の部分がどんどん大きくなっていったように、PFI事業を複数回実施した団体も増えてきておりまして、都道府県では半数近くが複数やっておりますし、政令市では8割近くとなっております。一方で、人口20万人以上の地方公共団体では2割程度というような状況をお示ししてございます。

7ページを御覧ください。こちらからは今年度、各自治体に対して行ったアンケートを整理したものになります。まず優先的検討規程の策定状況に関して、優先的検討規程を策定しておらず、策定の予定もないという回答があった団体、中央に団体数を記載しておりますが、こちらにその理由を聞いている結果を取りまとめたものでございます。団体規模によらず、黄緑の部分の人手不足、紫の部分のノウハウの不足、オレンジの部分の民間事業者の確保への不安というのを理由として挙げる団体が多くなっているところが見てとれます。あと、棒グラフの右側に行くほど人口規模の小さい団体の集計になりますが、右に行くほど棒の高さが上がっており、こういった理由をより多くの団体が考えているところが見てとれるところで、人口10万人未満の団体ですとノウハウ不足を挙げたのは87%にも及ぶ状況でございます。

あと、アで示している青の部分、規程がなくてもPPP/PFIを導入すると回答している団体が人口10万人以上と人口20万人以上のところでは8割以上を占めているということもアンケート結果から明らかになってございます。

8ページを御覧ください。前のページで優先的検討規程を策定しない理由の中で、有効な事業がないというような回答が幾つかありましたが、その団体に対しまして、そのよう

な判断に至った理由を確認したのがこちらのアンケート結果になります。20万人以上の団体は1団体のみの回答ですので比較は難しいと思う一方で、真ん中の10万人から20万人の団体、右側の10万人未満の団体、いずれも濃い青色の部分、事業者の参画ニーズを把握する手段がなく、有効性が分からないと回答している団体が一番多くなってございます。また両者を比較しますと、やはりこちらも右側のほうの人口10万人未満の地方公共団体が、各項目を課題であると指摘した割合が高いということも言えるかと思えます。

9ページを御覧ください。こちらは優先的検討規程を策定済みの団体に、今度は運用という部分での課題を把握したく質問を行ったものになります。令和2年度における運用状況、規程を活用した運用を行ったかどうかを質問しているものでございますが、青色の部分で示しておりますように、自治体の規模が大きくなるほど、上に行くほど優先的検討を行ったという回答の割合が高くなっているところがあります。対象となった事業がなかったという回答が黄緑になりますが、これが人口規模の小さい団体になるほど増加しているということで、対象になった事業がなかったという回答が半分以上を占めているのが特徴的かと思えます。

あと、赤の部分は対象となった事業があったものの優先的検討を行えなかったとか、紫の部分は対象となった事業があったか分からないという回答もありまして、これは規程を運用していくということではイレギュラーな部分の回答でもあると思えますので、この背景等も今後いろいろ確認が進められればと考えているところでございます。

10ページを御覧ください。こちらアンケートの結果なのですが、現状と課題として、全ての地方公共団体に対しましてPPP/PFIの推進上の課題について、選択肢を設けて当てはまると思うものにチェックを入れていただいたものの取りまとめの結果になります。人口の規模を問わずに、棒グラフの一番左上ですけれども、事業への理解やノウハウの不足、人手の不足を挙げた自治体が多いというところが一つ特徴かと思えます。

また、多くのグラフで右肩上がり、人口規模が小さい団体ほど課題として取り上げる比率が上がっているということが見てとれるかなと思えます。一方で、庁内・議会との合意形成とか、職員の異動による非効率という設問が下のキヤクにございますけれども、こちらに関しては必ずしも右肩上がりという傾向ではなくて、他とは違う傾向を示しているのかなというところでございます。

あと、これ以外に少数、その他自由記述ということで課題を挙げていただいた自治体もあるのですが、例えば庁内の体制の未整備ですとか、PPP/PFIの有効性が市民に理解されていないですとか、効果の検証が困難である等のような指摘もございます。

11ページを御覧ください。以上、現状と課題を整理してまいりましたが、今年度進めたい優先的検討規程の策定・運用の手引きの見直しというところで、その方向性を整理したところでございます。

整理の方向性としての課題については大きく4つに分類できるかなと考えているところでございます。まず1つ目ですが、左側に①負担軽減と掲げております。人手不足やノウ

ハウの不足が推進上の課題であるという指摘がいろいろございましたので、負担軽減ということに取り組みればということで掲げております。その中でも2つに分かれておりますけれども、上側が規程の策定段階での負担軽減ということの着眼点で、小規模自治体において策定した事例から、策定のプロセスのポイントを聞き取った上で反映していきたいなと思っております。また、下側のところは規程の運用上の負担に着目しておりますけれども、優先検討の実施の際の作業を軽減するために、例えば事業の基本構想の段階ですとか基本計画の段階において、優先的検討実施の際に必要なような情報をあらかじめしっかり取りまとめておいて、運用段階でまた改めて調査するということがないように、そういった作業を軽減できるような進め方を反映していくことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

また、簡易的な検討を行う際には、VFMに加えて定性的な評価を行うことも想定されるところでございますけれども、今の手引きにおいては評価項目例が提示されておるのですが、それだけにとどまっておりますので、例えば評価の様式とか具体的な事例を掲載するといったことでも負担軽減に貢献できるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、②の部分でございますが、特に小規模な自治体においては対象の案件がないとか見込めないことが、優先的検討の策定や運用が進まない要因という回答も多かったことも踏まえまして、対象案件の拡大を挙げてございます。その対応といたしましては、また2つございますけれども、1つは規程に定めた検討対象の事業費基準を下げるとか、独自の運用をしているような事例がございます。これによって対象事業を増やしていこうというような取組がなされておりますので、こういった取組について聞き取った上で、そのポイントを挙げていくということが考えられるかなと思っております。

それから、下側は事例の紹介と書かせていただきましたが、例えば現状の手引きでは、PPP、今積極的に活用されているPark-PFIとか公有地の活用といったことに関してはあまり記載されていないため、こういったものを記載していったら、より検討の幅が膨らむようなことが期待できるのではないかなと思っております。

また、小規模の自治体でも大体存在しているような学校等の身近な施設についての活用事例などを追記していくことで、対象となるような施設をより多く拾っていただけるような、そういうことも取り組みればなと思っております。

また、例えば廃棄物処理施設のような複数の自治体で運営することで事業の規模を確保しているような例もございますけれども、そういった広域化や複合化の参考になるような事例も収集して追記できればなと考えてございます。

3つ目の課題でございますが、推進体制の構築というところで、体制の未整備が課題であると挙げておられた自治体も多かったため、体制が整うことで関係者との調整ですとか、ノウハウの蓄積というのもやりやすいかなと考えているところでございまして、そういった中の成功事例のポイントを聞き取って記載できればなと思っております。

最後に4番目、民間事業者のニーズの把握、地元企業の参画ということで挙げさせてい

ただきましたが、こういった事業者が確保できるのか不安ということでの回答がアンケートでも多かったかなと思っております。特に小規模の自治体になりますと、従来型の発注方式では地元企業により公共施設等の整備や維持管理が行われていることも多いと思うのですけれども、そういった企業がPFIに対応できるのかとか、そういった不安を抱えている面も多いのかなと思っているところがございます。例えば地元企業がPPP/PFIに参加しやすいような制度設計のポイントですとか、PPP/PFIを担えるような地元企業がどれだけ存在するかという確認の方法、PPP/PFIにより民間の創意工夫がいかにか発揮されたか等、こういったことに関しての事例や参考になるような情報を追記していければと考えているところがございます。

13ページを御覧ください。こちらは参考までに優先的検討規程の策定と運用の手引きの目次をお示ししております。策定の手引きにおきましては、指針に基づいてどういった項目を書くかということが並んでいるところがございますが、規程にどのように書くかという記載例や、そのポイント等が並んでいるような構成になってございます。

それから、運用の手引きについてですけれども、運用に当たって基礎編と応用編に分かれておりまして、そのほか事例集をたくさん付けておりますが、いろいろQ&Aという形で運用上の課題、疑問とかに答えられるような情報を入れるような構成になってございます。

次のページをお願いします。こちらから、そういった課題を踏まえた手引きの見直しを進めていくに当たりまして、いろいろな事例、情報収集を行うためのヒアリングを進めたいと考えておりまして、その実施方針の案を整理してございます。

手引きの見直しというのは10万人未満の自治体での活用を視野に入れて行いたいと思っておりますので、あまり大規模な自治体の知見というよりは、同規模に近いような自治体の事例を集めていきたいと思っておりますので、対象は人口20万人未満の地方公共団体を中心に考えていきたいと思っております。また、参考になる知見を得るためには、必要に応じ事業者や金融機関等にもヒアリングを行えばと考えてございます。

実施期間は12月から1月と書いてございますが、ここで収集した情報は次回事業推進部会で御報告し、あわせて手引きの見直しの方向性も御報告できればと考えているところでございます。

ヒアリング項目を3点挙げさせていただきましたが、規程策定上の課題や工夫したこと、あとは運用やその先の事業化に向けて課題や工夫したこと、PPP/PFIに関する各種ガイドライン・マニュアル・手引き等がございますけれども、こういった支援策の周知に係る課題や工夫についても聞き取りができればと考えてございます。

次のページをお願いします。こちらで最後になりますけれども、こういったところをヒアリングの対象に進めていくかという抽出方針を整理いたしました。3点ございまして、1点目はまさに今回の手引きを見直して活用していただきたい対象でございます、人口10万人未満で優先的検討規程を策定・運用している先行事例になるような団体の方にポイントを聞き取りができればと考えておりますのが（1）になります。

(2)でございますけれども、先ほどの手引きの見直しの方向性として挙げさせていただいた中で先進的な取組と言えるようなことを行っておられるような団体に聞き取りができればなと思ってございます。例えば対象案件の拡大という意味でございますと、事業費の基準、設定されているものを柔軟に設定することに関して独自に取り組まれている団体のお話ですとか、2つ目は推進体制の構築と挙げておりますけれども、複数件のPFI事業を実施している団体については、体制が構築されて運用のポイントをいろいろ把握されている、苦勞して工夫されてきたところもあるのかなということでヒアリングができればなと。3つ目、地元企業の参画ということで、地元企業を積極的に活用して事業に取り組まれているような団体にもお話が伺えればなと思ってございます。

最後に(3)優先的検討規程の策定や運用が進んでいないような団体におかれても、そこから学ぶ課題とかを把握できればと思ひまして、優先的検討規程未策定の人口20万人以上の団体について、PPP/PFIの導入が進んでいない団体から抽出してそういった話が聞ければと。あと、優先的検討規程が策定はされているのですけれども、導入が進んでいないということで、運用上いろいろ課題を抱えていることが想定されるところについても聞き取りができればなと思ってございます。

資料の説明は以上となりまして、本日は主に手引きの見直しの方向性ですとかヒアリングの実施方針について御意見いただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。  
○北詰部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問等がある方は、挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。大体2～3件ぐらいお話をまとめてお伺ひして、事務局にお答えいただくというようなやり取りを続けたいと思っておりますので、どなたからでも結構でございます。自由に御発言いただければと思ひますが、まずはどなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、福島委員、お願ひできますでしょうか。

○福島専門委員 意見、質問というよりも、私が不勉強で恐縮なのですが、確認だけさせていただければと思ひます。後ろのほうで整理されていたので納得はできたのですけれども、アンケートの段階だと、優先的検討規定を策定する部分と運用する部分というのが一緒になって聞かれているのかなという気がしたのです。多分、対応としては、規程を策定するというものと運用していくものは多分全く種類が違うものかなという気がしていますので、その辺は明確に分けて対応していったほうがいいかなと思ひます。

その上で、これはもしお分かりになれば結構なのですが、特に規程の策定のところは一般的に自治体自らだけでやれてしまう、やっているところは皆さんでつくっていらっしゃるものなのか、いわゆるコンサルとかに委託されているようなものなのかというのは、もし委員の方でも、その辺は一般的にどういう感じになっているのかをお伺ひできればと思ひました。

○北詰部会長 今までの範囲で一旦、内閣府さん、お答えいただけますか。

○庄司企画官 かしこまりました。御質問ありがとうございます。網羅的にちゃんとデータとして把握している状況ではないのですけれども、策定の手引きでかなり具体的な記載例とかもつくっておりますので、基本的には各自治体でつくられているところが多いのですが、例えば支援事業とかでも、主に小規模の自治体に関してはそういった支援事業の対象として策定の部分からお手伝いをしているようなものとか、その作業をコンサルタントに発注しているようなこともあると認識しております。

以上です。

○北詰部会長 この件に関して、下長委員、御発言いただけますか。

○下長専門委員 優先的検討規程が制度化された直近の頃は少し相談とかもあったのですが、ここ最近はコンサル業務として発注が出ているという感触はそれほどないと思います。

○北詰部会長 ありがとうございます。後で下長委員のオリジナルの質問は順番をまた回します。

では、宇野委員、横山委員の順でお願いしたいと思います。まず、宇野委員、お願いします。

○宇野専門委員 2点コメントがあります。まず、小規模事業に向けた事例を追加しようという話はとても良いことだと感じています。一方で、事例が増えていくと手引きが大部になって見づらくなることもありますので、これまでの事例をある程度外すのか、それとも小規模団体の方に特に見ていただきたいような事例を特出しするのか、何か工夫いただいた方が使用しやすくなると思います。

次に、ヒアリングの項目です。優先的検討のプロセスだけではなくて、通常の大規模な発注をどのようなプロセスで検討しているのかも見ていただければと思います。各団体では通常発注プロセスの中に優先的検討のプロセスをはめ込んでいくような形になると思います。通常発注プロセスも多様でしょうから、各団体での通常発注プロセスと優先的検討のプロセスの組み合わせ方がわかりますと、より使用しやすい手引きになるのではないかと考えます。そういった点もヒアリングの中で聞いていただければと思います。

以上です。

○北詰部会長 横山委員、お願いします。

○横山専門委員 3点ほど申し上げたいと思います。

まず初めに、先ほど福島委員の御指摘に、私も共感するところですが、この優先的検討規程が策定までなのか、その後の運営まで含むのかというところは議論が必要かなと思っております。私は、運用も少し入らざるを得ないだろうなと思ってます。特に私が気になっておりますのは、推進体制のところでございます。これは役所内の横の連携が想定されていると思いますが、その後、事業者選定の委員会をいかに構築していくかというところが非常に問題になってくると思います。

全国でPFI案件が増加していることに比例しまして、PFI事業者の選定委員会が数多くな

ってきております。私なんかも、あるいはここに今日御参加の皆様の中でもそうした事業者選定の委員を務められる方もおありかと思っておりますけれども、私から見ておりますと、正直申し上げて、かなりその人選に問題がある場合があります。これは2つ意味がありまして、まず、PFI制度に対して専門的な知識のない人が委員とか委員長をやっておられる場合が多いということ。それから逆に、ある意味、業界に非常に精通しておられて、利益相反関係にあるのではないかと感じた委員の方がいらっしゃったりする。こういったことで、地方自治体の現場におきましては、こうした選定委員会の在り方、人選をはじめ、具体的な運用の中身につきましても、例えばサマリーをつくるか否かとか、あるいは回数の問題ですとか、仮採点をするかどうかとか、いろいろ運用が、そのアドバイザーの力量といたしますか、そういったところによって大分左右されてしまう。法律でそこを事細かく書いているわけではありませんから、かなり自治体によって運用がまちまちであるといったところに私は問題を感じております。そういったことも今後議論していく必要があるのではないかと感じております。

2点目です。人口10万人以下の小規模自治体にPFIを普及させていくことは我々の悲願であるわけですが、皆さん御存じのとおり、今、総務省を中心とした国のほうから、公共施設の総合管理計画・個別計画の策定要請をされておりました、私はこれはPFIにとっても非常に追い風であると思っております。ところが、公共施設の総合管理計画・個別計画の中では、長寿命化が、真っ先に来まして、いわゆるPFI等の民間活力導入ということがあまり出てこないのです。私は長寿命化というのは公共施設の合理化の中で一番最後だと思っております。公共施設の合理化というのはまず廃止があって、その次に、複合化・統廃合があって、同時に民間活力導入ということを当然考えて、最後に残ったものが長寿命化だと思っているのですけれども、あまり公共施設総合管理計画の中でPFIというものが前面的に出てきていない気がするのです。これは併せて推進していく必要があるのではないかと思います。

そして、そこにも関係しますが、3点目として、昨日も内閣府PPP/PFI推進室のほうから来年度の支援事業の御案内が県を通じてございましたが、都道府県庁から働きかけていくということは非常に大事ななと思っております。プラットフォームでは限界がございます。プラットフォームには、温度差もありますし、ない地域もあるからです。また、地方分権一括法以来、都道府県庁が一地方自治体になってしまって、なかなか都道府県が市町村をリードしていくという姿勢が感じられません。非常に残念に思っておりますけれども、都道府県庁ではPFIの案件も増加しているわけですから、自らの経験をもって小規模自治体に優先的検討規程の策定を推進する、そういう旗振り役をぜひ担っていただきたいなど期待をするところがございます。以上3点申し上げました。ありがとうございました。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ちょっと盛りだくさんだったので、宇野委員、横山委員の御質問に対して一旦内閣府のほうでお答えいただけますか。

○庄司企画官 御意見ありがとうございます。

宇野委員のほうからは、手引きのつくり方について、不用意に資料が多くなってもということだと思いますので、しっかり留意しながら、やはり使う人が自分の見たい情報に早くアクセスできるようなやり方が大事かなと思いますし、冊子の形なのか、ウェブをうまく活用する等、いろいろな方法があるかだと思いますので、その辺も工夫をして御議論いただけるようにしてまいりたいと思っております。

あと、通常全体の発注を見ながらということだと思いますので、まさにこの辺りは必ずしも規程という狭い範囲で捉えるのではなく、自治体が行う公共施設の整備とか更新、こういったところ全体を捉えた中での見方をするように、そういうことをちゃんと聞き取れるようにヒアリングを進めてまいりたいと思っております。

それから、横山委員からは3点御指摘いただいたところで、運用の段階の委員会の運営というところは、まさにそこで結構苦勞されている方はすごく多いのかなというのは我々も感じているところがございますので、どういう言い方が適切かというのはあるかと思うのですが、少なくともいろいろな事例や抱えている課題をまずいろいろ聞き取った上で、手引きとかに載せる方法、アナウンスの仕方というところでまた御相談をさせていただければありがたいなと思っております。

あと、公共施設の管理計画です。我々も最近いろいろ拝見させていただくと、あまり民間活力活用というところがメインには、メインどころか全然触れられていないと言っているところもありませんけれども、着眼点が違うのだという話もあるのかもしれませんが、そういったことの中でも有効に活用していただけるようなことを別途いろいろ検討していければ思っているところでございます。

あと、県とかのリーダーシップといいますか、よく県ですとか中核になるような大きめの市のリーダーシップが大事かなというのは伺うところで、それは地域プラットフォームの進め方とか、そういったところにも生かしていける部分があるかなと思いますので、今回、手引きに必ずしも反映することだけではなくて、やはり全体の進め方としてより役立つような知見をいろいろ集めて、何らかの形で生かしていきたいなと思っておりますので、参考にさせていただいて、また御議論させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○北詰部会長 ヒアリングの過程でも、ただ聞くだけではなくて、こういう意見があったという形で突っ込んでいくような話をさせていただければと思います。

続きまして、下長委員、お願いします。

○下長専門委員 では、2点。1つは、規程策定が目的化し過ぎているのではないかと感じていて、規程を作ることが目的ではなくて、PFIをやっていただくことが目的だと思うので、その視点で進めていただきたいということです。

意見としては、これからヒアリング等をされる中で規程作って運用されている自治体の中に、うまく運用していて作ってよかったと本当に思っている自治体があれば、その意見

をしっかり取り上げて皆さんに伝えていただきたいと思います。作っている自治体の中でも、形だけ作って運用できていないところも多いと思うのですが、そういうところはおそらく、作れと言われたから作りましたという状況になっていると思います。本当に使っている自治体が、いろいろ改良しながらどう使っているかという辺りをしっかり把握いただけたら良いと思いました。

2点目は資料の5ページです。小規模で実施していない自治体が結構あるというところを見て私が思ったのは、逆に20万人以上の自治体でもまだ6割ぐらいしか実施していないということで、4割は未実施だというのが気になります。10万人から20万人のところは6割が未実施だということで、PFIの狙いが国全体の社会資本整備費そのものをできるだけ削減しようということであれば、恐らく政令市だとか20万人以上、大きな自治体のほうが圧倒的に社会資本の整備費、予算を取られていると思うのです。そのボリュームゾーンのところは未実施だというのは非常に大きな問題だと思っていまして、逆に10万人未満の自治体の社会資本の整備費は恐らく小さいと思いますので、その辺りの狙いの定め方を、小規模過ぎる自治体に無理強いしてPFIを推進するよりも、むしろ20万人以上の未実施の自治体にしっかりやっていただくという辺りを狙ったほうがいいのではないかと思います。以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

続きまして、渡辺委員、お願いします。

○渡辺専門委員 よろしくお願いいいたします。ほかの委員の方から非常に重要なポイントをついた質問がされていたと思うので、重ならない部分だけ質問させていただければと思います。

今回、ヒアリング実施に当たってということで資料の最後の部分になります。下長委員からもお話が出ていた項目ですが、優先的検討規程の策定や運用が進んでいない団体、ここについてもきちんとヒアリングしたほうが良いというお話だったのですけれども、まさにそこについて、進まない現状を抱えている団体様のヒアリングをすることによって課題が把握できるというところがあるかと思うので、ぜひそこをお願いしたいという点と、可能であれば、希望自治体の部分、(2)に出てくるところとも重なるのですけれども、なかなかその自治体でノウハウがないとかリソースがない、こういったところが課題で進まないことを原因に挙げている自治体もいらっしゃるのですが、正直言って、民間企業のほうも同じ理屈で、なかなか地域企業の参入が進まないところは、実はノウハウがなかったり、地方の企業さんはリソースがないというところにも課題があるのではないかと思います。チャンスがあるのであれば、積極的にPPP/PFIに参画している企業様にヒアリングするというところに加えて、なかなかそこを参入できていないような地元企業でもある程度しっかりした団体さんがいらっしゃると思うので、そういったところにもヒアリングしていただければお願いをしたいなと思った次第です。

最後にもう一点、これは初歩的などころになるかと思うのですが、最初のほうにあり

ましたこれまでの経緯と今年度の取組というところで、今年度から令和6年度までに334団体とすることを目標にしているという記載がスライド2にございました。この334という団体数を規定した根拠があったら教えていただければと思いました。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

下長委員と渡辺委員の意見の整理ですけれども、下長委員は、どちらかというと言言をつくってよかったと思っている自治体の意見という、要するにうまくいっているほうの意見で、渡辺委員は、つくっていない、うまくいっていないところの意見ということなので、それぞれ同じようなトーンで聞くべきか、どちらかめり張りをつけて聞くべきかというところは議論の整理としてあり得るかなと思っています。

難波委員、お願いします。

○難波専門委員 私からは3点あります。

まず1点目がヒアリングに関してなのですが、今、下長委員、渡辺委員からも御指摘があった点と少し関連するかもしれないのですが、先ほどの9ページのところで規定の対象となった案件があったけれども検討は行わなかったとか、対象の事業があったかどうか分からないといった回答が結構散見されるということで、やはり規程をつくって、この規程自体の庁内での周知体制がどうなっているのかとか、予算化とか予算化の検討をしていく事業検討のプロセスにどう組み込まれているのかというのを、実際に使われたところと使えなかったと回答しているところでそれぞれ聞いてみる必要があるのかなと思いました。この規程自体が庁内でどう位置づけられているかによって、使われるか、使われないかということが大きく変わってくるのかなと思っていますので、その点を聞いてみていただければいいかなと思いますというのが1点目です。

それ以外の内容面のところですが、現状の優先的検討規程の手引きを拝見すると、簡単にフローチャートにまとまっているところが割と検討の後半段階の部分で、自治体自体の困り事から解決していくためのフローチャートになっていなくて、フローチャート自体をもう少し上流に戻す必要があるのではないかなと思います。自治体でこういうことに困っているから広域化したほうがいいねとか、老朽化している施設がいっぱいあるけれども、お金がないからどうしたらいい等。あるいはフローチャートをたどっていった結果、従来手法が一番いいというのが出てきてもいいと思うのですが、今のフローチャートはそういう形になっていないので、そういった部分も使いづらくしている部分ではないかなと思っていますので、自治体の思考プロセスにちゃんと合うような形のフローチャートをつくって、上流からどういう手法がいいのか、広域化するのがいいのか、包括で出すのがいいのか、Park-PFIがいいのかというようなところもたどっていけるような形になったらいいかなと思います。

最後ですが、これから優先的検討規程をつくられた後に、小さな規模の自治体がやろうと思ったときに、もう少し簡易化マニュアルとのリンクというか、簡易化できる事業とか、

余計なことをやらないで簡単にPFIとかPPPがやれますよというところにつながっていきけるような工夫をしていただければいいなと思います。

以上3点です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

一旦ここで切らせていただいて、内閣府のほうからもしお答えがあるようでしたらよろしくをお願いします。

○庄司企画官 様々な御意見をありがとうございます。ヒアリングの実施の際の留意点ということでいろいろ挙げていただいているかと思いますが、しっかり反映をしていきたいなと思います。

下長委員のほうからは、今回の直接的な対象ではないところではありますが、規模の大きい団体ですね。こここのところはしっかり、これはこれで手当てをしていくということは非常に大事なことかなと思っておりますし、別の話になるかもしれませんが、整理をした上で、こういうのもやはり小規模自治体の推進力につながってくるというのは本当にそうだと思いますので、取り組んでまいりたいと思っております。

あと、渡辺委員から民間企業に対してもいろいろお話を聞いて、特に規模の小さいところでなかなか取組が難しいというところをフォローできればということだと思いますので、ここを今回どこまでカバーできるか分かりませんが、基本的に事業者さんとかにも必要に応じてヒアリングとかをしていきたいという方針で考えてございますので、できるだけ取り組んでまいればと思っております。

あと、難波委員のほうからも、庁内での規程の位置づけという話は先ほどもございましたけれども、そこがまさにポイントだと思いますので、先行事例から学ぶポイントをしっかり取り上げられればなと思いますし、フローチャートの部分を本当にしっかりまとめ方の見やすいものに取り組んでいければなと思います。

あと、簡易化マニュアルの話も、小規模自治体で実施している上で、できるだけプロセスを簡易化したり、作業を簡易化するということが大事で、そういう目的でつくっているところはあるかと思いますが、今回反映できるような材料が集まってきましたら、そちらも併せて見るようなことも今後検討できればと思ってございます。

目標が334ということの考え方ですけれども、これは10万人以上の人口規模の団体を数えますと334になるということございまして、今回、要請の対象にしたということもございまして、そちらを目標に掲げているということございまして。

以上になります。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

山口委員、村松委員、二本松委員の順にお伺いして、それで一旦クローズさせていただきたいと思います。まず、山口委員、お願いします。

○山口委員 御説明ありがとうございました。

私からは1点ありまして、13ページの優先的検討規程の運用の手引きですけれども、第

2章「PPP/PFIの推進に向けて〈応用編〉」の「PPP/PFI推進アクションプランの考え方について」というところで、これは結局、過去10年の推進の方向性を反映させているということで、コンセッションであるとか、いわゆる収益施設の併用活用であるとか、公的不動産の有効活用ということで、できるだけ収益を稼いで公的負担を減らしてくださいという形で方向性を出している。そうすると、これを見るとやはり小規模自治体であればあるほど収益性を確保するのは難しいので、こういった枠組みで、要は該当する案件がないのではないかという話になると思うのです。

計画部会のほうで、今後10年どういう方向性で推進していくかと今、議論していますので、そこを反映して運用の手引きは見直すと思うのですけれども、やはり小規模自治体に焦点を当てるのであれば、収益型ということをあまり前面に出してしまうと、収益型だったらうちはもうできませんねという話になってしまうので、その辺り、やはり策定はしたけれども運用に至らないというところの一つの問題として、運用でかなり収益型を強調している部分もあるのではないかと思いますので、その辺りは見直しが必要なのではないかなと思います。

私からは以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

引き続き、村松委員、お願いします。

○村松専門委員 ありがとうございます。

今回お示いただきました手引きの見直し並びにヒアリングの方向性につきましては、事務局でまとめてくださった内容に賛同いたします。中でもちょっと注意してヒアリングの中で取り上げていただきたいなという点を申し上げたいと思います。いろいろな形で小規模自治体も含めて人手不足やノウハウ不足をいかに補うかという観点で御支援をいただいているところではありますけれども、小規模になればなるほど新しいことに取り組む余裕がないのでという現場レベルの声は依然として根強くあるのではないかと考えております。そうした場合に、先ほど横山委員からもお話がありましたけれども、そこを動かすための外圧、外からの働きかけというのは非常に有効なのではないかなと思っております。

私も自治体における民間活用の事業者選定の前段階に関わらせていただいているものがあるのですが、首長が選挙の公約で言ったので内部が動かざるを得ないというような動きをされているケースを耳にしたことがございます。首長や議会から、なぜうちはやっていないのかといったような声上がる。近隣の同規模の自治体をやっているのにといったようなお声を受けてということもございますので、そういったベンチマーク的なものであったり、トップダウンだったりといったようなものも、ぜひ拾い上げていただければと思います。

先ほど下長委員からも御発言がございましたけれども、実現したことによってどのような効果、よいことがあったのかという、そういったメリットの強調というのも動かしてい

くための一つの力になるのではないかと思いますので、ぜひそういったものが引き出せたらいいかなと思っております。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、二本松委員、お願いします。

○二本松専門委員 2点ほどございまして、まずヒアリングの項目についてなのですが、今回の資料を拝見している限り、既に内閣府さんは優先的検討規程の策定の手引きですとか運用の手引きを出しているのに、小規模自治体はノウハウ不足でできないという意見が多いという観点から、ヒアリングの際に、実際に策定をされた小規模自治体に何人ぐらいでどのようにして策定されたのかというのはお伺いすると思うのですが、この手引き自体が使いやすかったのかとか、どこに問題があって使いづらかったのかというところも併せて聞いていただいて、改善のほうに使えるといいのではないかなと思いました。

2点目ですけれども、運用のほうで、小規模自治体で導入していこうというときに広域化も一つの選択肢かと思うのですが、そのときに地方自治体の横の連携といいますか、どのようにして広域化の案件をつくっていったのかというところが分かりづらいかと思うので、その辺りも聞いていただけると参考になることがあるかもしれないと思いました。

以上です。

○北詰部会長 では、事務局、御回答をお願いします。

○庄司企画官 ありがとうございます。引き続き、ヒアリングとかの実施の仕方に御意見を反映していければと思います。

山口委員のほうからは、確かに収益性のあるものというのを見て、これは難しいという反応をされて、なかなか該当する事業がありませんという今回のアンケートの答えにつながっているような事例も多々あるのかなと改めて思うところでございまして、今回の着眼点としても、例えば身近な施設でどのように取り組んだかとか、そのようなことでより取組の心理的なハードルを下げるような、そういった好事例も集めていければと思っております。

それから、村松委員からも、進める上ではいろいろな形での働きかけだったり、あとは効果が見えて取組のインセンティブになるようなことが大事というところは御指摘があったかと思います。今、計画部会で全体的なPFIの活用促進ということで、様々着眼点があるのではないかとということでは、こういったことも重要なことを取り上げているところでございまして、今回のヒアリングを通じて、そういうことに関していろいろ知見が得られましたら、アクションプラン等に反映するような形でもしっかりフォローしていければということで、ヒアリングのときにも着眼点として置いておきたいと思ってございます。

それから、二本松委員からも2点御指摘をいただいたところでございまして、既に手引

きがあって、結構いろいろなことを網羅的に書いてあるというのは確かにそういうところだと思いますので、まさに使い勝手というところでよく確認した上で、よりこれをよくしていくというようなことでいろいろ聞き取りができればと思いますし、自治体間の横の連携ですね。こういったことに関してもしっかりとフォローできればと思っています。

事務局からは以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

まだまだ御意見はあろうかと思えますけれども、議事（１）についてはこの限りにさせていただきます。もしさらに御意見等ございましたら、改めて事務局と御連絡を取っていただければと思います。

１点、私のほうから整理という意味でしておきたいのですけれども、確かに首長さんであるとか議会から、どうしてないのだというきっかけが始まることも一つの有効な方法なのですけれども、一方で、難波委員がおっしゃったみたいに、自治体の困り事を解決するフローチャートのロジックとか、それから、規程をつくること自体を目的化しないようにしようという下長委員の御意見との間でちょっとだけ整理が必要なかなと思っています。首長が言って、実際にやり始めて、本当にPFIが必要だったのかと一回立ち止まって考える時間が欲しいですね。そうしないとやるのが目的になってしまうので、それを考えることが前提で、きっかけとして外圧がある。これは別に構わないと思うのですけれども、そのプロセスを見失ってしまうと、本来の目的を見失うかなというところは気をつけるべきかなと思っています。

いろいろな先生方の御意見をそれぞれ整理しながら、実際に進めていただければと思っています。ありがとうございました。

それでは、次の議題に参りたいと思います。先ほどまさしく出てきましたが、「収益型のPFI事業への安定的な資金供給方策、人材の育成等について」ということで、こちら事務局から御説明をお願いします。

○庄司企画官 それでは、議事の（２）「収益型PFI事業への安定的な資金供給方策、人材の育成等について」ということで、資料２を御覧いただければと思います。

１ページを御覧ください。収益型PFI事業の実施状況を整理してございます。平成27年度から令和元年度までの５年間で66件、全国で実施されているという状況を整理してございます。都道府県別の実施状況は左側の地図でございませうけれども、クリーム色の部分、５年間で実績が１件以下というところが34都府県という分布になってございます。１件以下ということで、この中でもゼロ件というのが19県にまたがっている状況でございませう。

また、右側の円グラフは施設分野別の整理を行っておりますけれども、文教・スポーツ施設、空港というので半分を占めて、そのほかは複合施設ということで、施設類型によって実施状況が異なっているという状況も見てとれます。

次のページをお願いします。収益型PFI事業を進めていくに当たって、PFI事業のリスクマネー市場の成熟化ということで経緯、現状を整理してございます。収益型事業の支援を

行うPFI機構が設立した平成25年段階での想定が上の黒枠の中でございますけれども、コンセッション事業に重点分野目標を設定するなどPFI事業の拡大を推進することとして、施策として民間金融機関のノウハウ習得、民間インフラファンドの組成など、PFI事業への民間ファイナンスの担い手の育成を掲げてまいりました。これらの取組により、機構設立10年後に当たる令和4年度には民間リスクマネー市場が成熟化し、機構は新規支援決定を令和4年度末で終了し、令和9年度末までに資産処分を完了することを想定ということで当時は記載してございました。

一方で、PFI事業の現状というところでございますけれども、PPP/PFIの事業規模は令和元年度までで23.9兆円で、設定しました21兆円という目標を3年前倒しで達成している状況でございます。しかしながら、PFI事業に対するリスクマネーを多くの民間主体で供給できるような、そこまでの必要なノウハウの蓄積というのは十分とは言えない状況かと考えてございます。

加えまして、足元では新型コロナウイルス感染症の影響で収益型PFIに対する金融機関の見方は非常に厳しくなっているところがあるかなと思っております。

また、下のオレンジの部分でございますけれども、民間金融機関やファンド等の状況ということで整理してございます。

収益型PFI事業でリスクマネーを供給するには地域金融機関の役割が非常に重要であると考えておまして、地域金融機関がリスクマネーの供給に必要なノウハウを維持するためには、案件に継続的に関わっていく必要があると考えてございます。

また、全体のリスク管理の観点からは、地域金融機関が単独で全てのリスクマネーを供給できないことも多いと考えてございまして、現に資金需要のある収益型PFI事業のうち大半はPFI推進機構が支援をございまして、民間のみでリスクマネーが供給できるような状況にあるとは言いがたいということが言えるかと思っております。しかしながら、PFI事業を投資対象とするような民間インフラファンドは我が国には現状で1社のみという状況になってございます。

次のページをお願いいたします。こういった中で収益型事業を促進していく上で、民間リスクマネー市場の成熟化に向けた取組というのが重要かと思ひ、そのポイントについて整理をしてみたところでございます。

上の青い部分に書いてございますけれども、2つのポイント、PFI事業の案件形成が増加されていくこと。それから、担い手の育成が必要ではないかと考えてございます。

その中で具体的な取組ということで、下側のところに書いてございまして、1番目の案件形成の増加というところでございますと、先ほども御議論いただきました優先的検討規程の策定の促進ということがございまして、これ以外にも首長さんは議会等へのキーパーソンになるような方へのセミナーの開催ですとか、行政実務専門家の派遣といった自治体職員相互での支援の仕組み、それから、今、計画部会でも議論しているところでございまして、新たな事業規模目標の設定、推進方策の整理、コンセッション事業について

も円滑に実施するための法改正とか、こういったことがいろいろ挙げられるのではないかとこのところでございます。

また、右側には担い手の育成ということでの取組のポイントを挙げているところがございますけれども、PFI推進機構における地方銀行等へのノウハウの移転等の取組を挙げていまして、例えば出向者の受入れですとか研修の実施、ノウハウをまとめたような書籍の出版とか、あとはノウハウを移転したというふうに認定できるような制度の創設とか、こういったことをいろいろ考えられているところがございます、こういったものを通じて担い手の育成の取組が広がっていくことが大事なかなと思っております。これらの取組が両輪となって相互に相乗効果を生んでいくということが非常に重要なかなと思っております。

本日でございますけれども、こういった収益型PFI事業を今後増加させていくための方策、そのために必要になる民間リスクマネーの供給を今後進めていくという方法について、いろいろ着眼点があるかと思うのですけれども、委員の皆様にご議論いただいて、現状の状況を打開していくようなことを進めていきたいと考えているところがございます。

次のページをお願いします。以降は参考なのですけれども、こういったことに関して現状アクションプランにどのように位置づけられているか、関連する記述を抽出しているところがございます。

4ページですと、基本的な考え方というところで、PPP/PFIの民間資金の流れをつくるためにインフラ投資市場の整備の必要性を掲げているところがございますし、推進のための施策ということでは、例えばSPC株式の流動化ですとか、PFI推進機構の活用といったようなことも挙げられているところがございます。

次のページをお願いします。こちらが最後になりますけれども、引き続き、アクションプランの関連の記述を引用してございまして、PFI推進機構の活用の具体的な取組例を挙げているところがございます。リスクマネーの呼び水としての機構の出融資の最大活用ですとか、コンセッションに対するコンサルティング機能のフル活用ですとか、人材育成や民間インフラファンドの組成推進というのが挙げられておりますほか、機構の今後の在り方、設置期限の延長も含めた検討についても記載されているといった状況になってございます。

説明は以上になります。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問がある方は、同様の方法で進めていきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、福島委員、お願いします。

○福島専門委員 正直申し上げて、この資料全般に微妙なところ、いろいろ言葉のところも定義づけをしっかりとしないとちょっと違和感を覚えるところが多いので、その辺を幾つかお話しさせていただければと思います。

最後に御紹介いただいたアクションプランの筋道からいくと、恐らくアクションプラン

で言っていることは、どちらかという日本にもインフラのセカンダリーの市場を充実していくことによって資金供給をちゃんと図っていきましょうという趣旨だと思っています。その流れもあるので、計画部会の方だと思えますけれども、SPC株式の流動化という話もその流れの中で出てきていると理解しています。

まず、収益型PFIという定義がおおむねコンセッションなのだと思うのですが、1ページ目にあるように、庁舎とか複合施設も入っているように、恐らく何らかの形で収益を取っていくものも微妙に含まれているのかなという気はしています。若干そこは、セカンダリー市場ということターゲットにするのであるとすると、必ずしもコンセッションに限る必要は全くないので、その辺を少し整理したほうがいいということ。

それから、リスクマネーという表現は、一般的には多分、エクイティのほうのイメージをされているのだと思います。PFI推進機構が入られていますので、メザニンというものも当然入ってくるのだと思うのですが、違和感というのは、地域金融機関の役割はどちらかというPFIのデットのほうが中心になって、もちろんエクイティに出さないことはないと思うのですが、直接投資ということは多分あまりないと思っていますので、インフラファンドが直接は投資をする形で、その後ろ側にいるのはどちらかという、期待しているのは年金基金とか生命保険という機関投資家さんのイメージ。その中に地域金融機関さんも入ってくるには入ってくると思うのですが、代表的には日本でいくとGPIFとか、いわゆる年金基金なども含めたものがエンドの投資家というようなイメージです。

その上で、意図的に地域金融機関のほうに寄せていっていらっしゃるのかなという気はしたのですが、セカンダリー市場という意味では少し違和感があるというところと、セカンダリーマネーをどうやって成熟させていくのかということについては、一番根本的な問題は案件が出てこない、需給関係が完全に崩れているところが多分僕は一番の原因だと思っています。つまり、リスクマネーの供給者は案件が出てくれば幾らでも出したいという人は山ほどいるというのが僕の感触です。

日本でも一応インフラ投資市場というのはそれなりに発達してきていますが、ほぼほぼ9割9分は太陽光発電がインフラファンドの状況で、海外も再エネはもちろん多いのですが、一定の割合でPPPという案件が結構出てきています。海外の空港で所有者が年金基金、インフラファンドだという例も山ほどありますので、その点では相当遅れていると。だけれども、日本の場合はSPC株式の流動化というところも含めてですけれども、どうしても最初の所有者から次に移っていかない。場合によっては譲渡制限などもかけられているという、PFIは多分そういうケースが多いと思いますけれども、そこで相当目詰まりを起こしているというのが最大の原因だと思います。

もう一つは、当然、案件が出たからといって経済性が合わなかったら民間のファンドは手を出さないで、特に従来型のPFIは9割9分デットで調達されていて、エクイティはほんのわずかな部分ということですので、規模感も足りていないですし、利回りは今の金利

を考えるとそれでもそこそこあるほうだと個人的には思っていますけれども、基本的に建設会社が工事も取るからいいという形で、投資という観点で恐らく見られていないので、多分投資家からすると目線が合わないというのも一つあると思います。その辺が多分、成熟化しない原因と考えていますので、その辺りのほうにターゲットを当てないとうまく解決していかないのではないかなという気がしました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

多分、福島委員の御発言は一つのまとまった内容かと思うので、一旦これは事務局にお答えいただくのと、もし必要であれば機構の鬼頭さんからもお話しいただくようなこともあるかと思いますが、まずは事務局のほうでお願いします。

○福永参事官 事務局のPFI室参事官の福永と申します。よろしくお願ひいたします。

今の福島委員の御指摘で、我々も恐らく論点が2つあるのだらうと思っております、まず1つは、案件を起こす段階でのファイナンスの担い手という意味で、PFI機構が今、役割を担っているわけですが、こちらは先ほど御説明しましたように時限の組織という中で、最初の段階での民間資金の担い手をどう育成していくのか、最初の段階から投資家が入ってくるという形もあるかと思ひますし、あるいはPFI機構に代わるデット、よりリスクの高い意味でのメザニンローンとかを提供するような金融機関という方にかにPFIにかかっていたかという道があると思ひます。そういった意味で、地銀等の地域金融機関も含めて、今でも御参加いただいておりますけれども、よりPFIに対してコミットいただく上でどういう形にしていっていいのかという問題意識でございます。

もう一つは、セカンダリーマーケットという意味での部分であり、SPC株式の流動化の問題や、今御指摘があったような、収益性を上げるというのはなかなか投資家の目線に合うような収益性という言葉と、一方で、その大もとは利用料金ということになって、そこをどうバランスさせるかというところは難しいところであり、問題があろうかと思ひます。

特に今回できれば御議論いただきたいと思ひているのは、セカンダリーマーケットもそうなのですが、その手前として、最初に申し上げた、最初の段階での資金の担い手として今機構が果たしている役割を、これはこれで非常に大きな役割を担っていただいておりますが、とはいえ一方で設立時からの意気込みというか考えとしては、機構がずっといなければいけないという状態ではなくて、機構が要らない状態をつくり出さなければいけないということだと思ひますので、それに向けて何が足りなくて、何をしていくとそういった状況に近づけるのだらうかというところについての御意見です。これは資金の出し手が別に地銀だけである必要はないと思ひますし、こうしたことをやれば、こういったところからも資金が出るのではないかということも含めて、ぜひいろいろ御意見いただければなと思ひているところでございます。

以上です。

○北詰部会長 福島委員、お願いします。

○福島専門委員 僕が分かりやすくセカンダリーのほうを強調して言ったので、そこだけではなくて、最初のプライマリーのところからというところ。それはごもつともで、僕から言わせると、プライマリーになかなか投資資金が入らないから分かりやすくセカンダリーから行きましょうよと、それすらもできていないですよということなのです。そこを端折って申し上げたのですけれども、PFI推進機構の出来た経緯もよく存じ上げていますので、インフラファンドを経由して機構が投資されているところをちゃんと担っていくところが15年後は育っていますよねという時限立法だったはずなので、そこはおっしゃるとおりなのですけれども、そこができていない、ファンドが入ってこないという理由も、僕の申し上げたところと全く、プライマリーもセカンダリー結局同じことだろうという気はしています。

○北詰部会長 ありがとうございます。

今日の議題（2）の枠組みにも関わるので、先ほど違和感があるとおっしゃっていた収益型PFIというの、コンセッションに限らず非常に幅広く、わずかに収益性を取る部分も全部含みますよということなのだろうと思いますし、リスクマネーについては、今、御整理いただいたような言葉の範囲内かと思しますので、その範囲で議論ができればなと思います。

次に、横山委員、お願いします。

○横山専門委員 私からは大きくは1点でございますが、福島委員の言われたことに通じるものがございまして、私もこれを見ておりますと、収益型、あるいはコンセッションということに対する認識、定義、その辺りの整理をきちんとしなければいけないかなと感じております。

たまたま今年、私は地元で2つの自治体のPFI事業者の選定に関わっておりますが、1つは、収益型、もう一つはコンセッションです。1点はもう選定が済みました。1点はこれからののですけれども、両方ともなのですが、全く分野も規模も違います。小規模なほうは滋賀県米原市という自治体の観光施設です。小さな規模の2つの観光施設があって、今まで指定管理者制度を導入していたのですが、これをまとめてコンセッションに出したということなのです。小規模ながらコンセッションですが、指定管理からの移行ということで地元の業者の方が選定されました。

もう一方は、三重県庁の教育委員会と都市計画部局が所管の都市公園におけるPFI案件です。青少年教育施設と都市公園のパークPFIを併用するという珍しいパターンだと思いますが、ここは今月これから選定なのですけれども、大規模なリニューアルでございます。米原市と三重県のPFI事業、両方とも収益型、あるいはコンセッション型ではあるのですが、全くその規模感とかが違うわけです。

ここで私は何を申し上げたいかといいますと、今までどちらかという、いわゆる収益型とかコンセッションというのは空港ですとか上下水道ですとか、かなり大規模なイメー

ジがあったのではないのでしょうか。そして、独立採算制でかなり利益を得るようなものである。こういう先入観があたりだっただ方も多いのではないかと思うのです。自治体のほうもそういうふうになっている節があるような気がします。

しかし、私はこれから、小規模施設におきましても、コンセッションというのは非常に有効であると思っているのです。

そういったところに対しまして、地元金融機関等もかなり誤解があるのではないかと思います。PFI事業全体にもあると思いますし、収益型というものの、それからコンセッションというものに対する誤解、認識不足というのが私はあるのではないかなと思っているのです。つまり、地元の小規模な施設のコンセッションにおいても、すごく利益を上げるということはないですけれども、安定的な利益を上げていくことができる。あるいは従来から普及しているような大規模な施設における附帯型のような収益施設におきましても、もちろんそれは有効であるということで、この辺りをきちんと定義して、整理して、それぞれに対する資本提供の在り方というものを提示していく必要があるのではないかと思います。以上です。

○北詰部会長 だから、小規模コンセッションであれば、例えば地元金融機関がデット以外の参画もあり得る可能性も含めて、もっと多様な可能性があるよねということをおっしゃっているという理解でよろしいですね。

では、難波委員、お願いします。

○難波専門委員 御説明ありがとうございます。

私からはあまり資金の話というよりは収益型PFI事業についてというところの案件を増やす、増やさないというところについて簡単に触れたいのですが、先ほど福島委員からも、例えばSPCの株式譲渡がデフォルトでほぼ全てのPFI案件に入ってしまったとか、最近だと収益を伴うような施設だと非常に小さな案件であっても、例えばプロフィットシェアみたいなものが案件の中に入ってきていて、全然うまみもないし、リスクもほぼ、どちらにしてもあまりないというような案件がすごく増えてきているような気がします。

今、横山委員が御説明いただいたような小規模な案件が増えてきたときに、そういったコンサルタントなのか、誰があれなのか分からないですが、どこかからかコピペしてきたような文言が入ってくることによって、正直言うと案件が潰れているものがいっぱいあるような気がしているので、そういったところをもう少しガイドラインなりで、プロセスガイドラインなのか、簡易化マニュアルなのか分からないですけれども、そういったところでもう少し余計なアクセサリを外していくような作業が必要なのではないかなというのは個人的に思っています。直接的にこの資料の話とは関係ないかもしれないのですが、そういったところが行われないと、案件がこれ以上増えていかないというか、面白い案件はよほどチャレンジをする人でないと増やしていけないのではないかなと個人的には感じています。

○北詰部会長 多分関連する御意見をいただけるかもしれないので、村松委員も併せて御

発言いただいて、事務局に返したいと思います。よろしく申し上げます。

○村松専門委員 ありがとうございます。発言させていただきます。

今の流れに沿っているか分からないのですが、ファイナンスの観点で、デットでもエクイティでもどうやって呼び込むかというお話が今回の議題の中に掲げられていましたが、今日の前段の議題で、案件を増やすといった取組と、今回のファイナンスのために呼び込みをするというのと循環している話なのだと思うのです。やはり金融機関がこういったデット・オア・エクイティであっても、プロファイという形だったり、セカンダリーだったりが入ってくるためには、案件そのものが増えてこない、という本当に根本的な話。あとはもう一つ、1件当たりの規模を大きくする。先ほど二本松委員からも御発言がありましたけれども、地域で横に連携して統合を図る、広域化をするというお話がありましたし、例えば複合化だったり、一括受注だったりといった形で、規模を大きくしないと、あまりに小粒だと金融機関のほうも手間ばかりかかってしまって手が出しにくいということがあると思います。数を増やすのと規模を大きくする、この2つが金融機関が入ってくるために一つの条件になってくるのかなと思っております。

先ほどインフラファンドでは再エネ、太陽光がほとんどですと福島委員からも御発言がありましたけれども、ここは今、本当に再エネバブルという状態でいろいろな金融機関がお金を出しているところです。かなりのプレミアムを払っても資金を出していらっしゃるようなところもありますので、ここは一つの話としては、ESG銘柄としてのアピールが強いように見られます。PFIの案件で自治体が行われるもので、必ずしもESGと結びつくのが難しいものもあるのは重々承知しているのですが、例えばカーボンニュートラルだったり、地域インフラ、地域経済といったような社会課題につながるようなものもありますので、ESG銘柄としてのアピールをしていくことも金融機関に対しては一つの働きかけになるのではないかと考えております。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

では、事務局、もし御意見、御回答がありましたら、よろしく申し上げます。

○福永参事官 ありがとうございます。

まず、先ほど御説明のときに忘れていたのですが、収益型PFIの1ページ目の資料のデータは平成27年度から令和元年度のコンセッションに限らず、いわゆる独立採算型と混合型の件数と、これはコンセッションを含めて66件という形のデータになってございます。結局、青いところはコンセッションがあったところが入ったりというのは確かにあるのですが、一方で、機構の支援案件、コンセッションに限らずその他の案件もあるという中で、こうしたところをどうやっていくかということが問題意識でございます。

先ほど御意見いただきましたように、案件という意味で金融機関が、あるいはその他の方も含めて資金の供給の方が取り組む上では、そもそもマーケットが足りないというところでの案件を増やすかというところで、小規模なものもこれから可能性があるというお話

もございました。一方で、金融機関とかからすると、小規模であれば手間がかかるというお話もあろうかと思えます。手間がかかるという部分は、もしかしたら案件が増えていけば小さくても1件当たりのコストが減るという形で何とかならないのかなというところも含めて案件を増やすことができないかなと思っているところでございます。

いろいろな意味で収益型というところをどういうふうにやっていくかという中で、マニュアル等での逆に変な負荷がかかっているのではないかというお声もありますし、そうしたことも含めていろいろ取り組んでいきたいと思っております。

雑駁で申し訳ないですが、今日はPFI機構のほうも来ておりますので、特に大型案件だけではなくて、いわゆる独立採算あるいは混合型というもののかなりの部分が今、機構が支援しているところについて、何でそういった状況にあると考えているかというところを現場の経験も含めて少し、お時間よろしければ、機構のほうからも説明させていただければと思います。

○北詰部会長 ぜひ機構のお話をお伺いしたいので、鬼頭さん、よろしくをお願いします。

○鬼頭オブザーバー PFI推進機構の鬼頭でございます。皆様御議論ありがとうございます。

今、機構の支援が収益型の中でも混合型と独立採算型にある意味集中しているというのは、これは当然、PFI法で、我々の支援対象はPFIの中でも利用料金収入のある事業に限定されておりますので、我々は法律違反をしない限りはそれ以外の事業には支援ができないというのは、PFI法の下でそうなっているところでございます。

○福永参事官 鬼頭さん、私が言ったのは、何故機構が収益型をやっているかという意味ではなくて、収益型の多くはなぜ機構がないと、要は収益型の中で機構が関わらない案件が何で少ないかという部分をお願いします。

○鬼頭オブザーバー 私どもの組織としましては、中立の立場で、あくまでもPFIの事業に参画しようとする民間事業者の方からの要請、あるいは民間金融機関からの要請に基づいて支援をやらせていただきますので、まず、そもそも論として、我々が通常の民間の金融機関と同じような立ち位置で積極的に営業して案件に入っていくというのは、別の官民ファンド幹事会というモニタリング会議などでも指摘をされますけれども、それは逆に民業圧迫ということになってしまいますので、あくまでも我々は要請を受けてから支援をさせていただくという形になります。

ですので、当然、我々は収益型のPFIについては参画、支援の可能性を模索して検討しておりますけれども、ある案件では民間事業者側から支援の要請がなかったりということも結果的にはございますので、そういったところである程度支援対象が限定されるということもございます。

もう一点は、先ほど内閣府のほうから御説明いただきました資料の1ページにもありましたように、収益型のPFIの事業件数自体がまだまだ少ないというところと、あとは地域に偏りが非常に大きくあるというところでございます。ですので、何回か収益型のPFI事業を

経験された自治体の方は、比較的もう公共調達の一選択肢としてPFIをある程度前提に考えていらっしゃるところが多いので、そういった自治体については非常に案件がよく出てくるのですけれども、そうでないところについては、これは先ほど来、内閣府の御説明にもありましたように、我々は国土交通省がやられているブロックプラットフォームの首長会議などにも出させていただきますが、PFI法を制定されてもう20年たちますが、やはりいまだに知識の蓄積が足りないとか、人材育成がというのがどうしても課題として挙がってきてしまうのは、こういったほとんど案件が出てこない地域の方にはなかなか知識やノウハウが蓄積されないというところが1つあるのかなと。

ですので、先ほど福島委員がおっしゃったように、マーケットの状況としましては、本当に需給バランスが取れていない。需要のほうについては比較的、民間金融機関も民間事業者も検討されているのですけれども、なかなか供給側で玉が出てこないというところが1つあるのかもしれない。

すみません。御回答になっているのか分かりませんが、以上になります。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

内閣府としては、機構に振った御意図が一応満たされたという理解でよろしいですか。

○福永参事官 なぜ機構が関わらないといけないのかなというのがもう少し現場であればと思ったのですけれども、一定は。

○北詰部会長 分かりました。おっしゃることもよく分かるので、それを踏まえていただければなと思いました。

では、下長委員、お願いします。

○下長専門委員 一番最初に福島委員から少し違和感があるというお話があったのですけれども、私も違和感があるところがあります。2ページの中で先ほどから論点になっている、収益型PFI事業の大半を機構さんが支援していて、民間のみでリスクマネー供給ができる状況にあるとは言えないという、この分析は本当なのかと思っています。私は、公共側でのアドバイザー等をしている感じからすると、決して民間のみでリスクマネーを供給できる状況にないということではなくて、供給側は全然お金を出したいと思っているのですけれども、プロジェクト自体のリスクの設計が曖昧であったりすることが要因で、お金の出し手のほうに問題があるのではなくて、融資者が興味を示す適度な案件の数が少ないとか、案件のリスクの設計がよくできていないとか、案件側に問題があるのではないかと思います。ということで、4点目の論点が事実としてどうなのかというのが1点感じているところです。

あと、収益型PFI事業という言葉について、混合型と独立採算型を指しているというお話をいただきまして少し定義を理解しました。ただし、混合型の中には地方部の体育館等のようにサービス購入型に限りなく近いような、わずかばかりの収入を伴うことで混合型と呼んでいるものもあれば、逆に大都市部のMICE施設のように、ほぼほぼ運営段階の独立採算が可能な施設まで、混合型という言葉自体にかなり幅広い施設が入ってくることに留意

が必要です。

独立採算の公共施設というのは、マーケットの中では非常に少なく、大都市部の空港だとか、大都市部の上下水道施設だとか、非常に限定されていると思います。

そういった中で、収益型PFI事業という言葉を使うときに、一体どの辺りをフォーカスしているのかという言葉の定義だとかはかなりしっかり伝えないと、人によって受け取り方が異なり、コンセッション寄りの事業を想定されている方もいれば、地方の体育館PFIのような事業を想定される方もいたりするので、かなり幅広の施設を扱っているというところをしっかりと認識して言葉を使う必要があると思います。

あと、コンセッション自体も本来は運営独立採算の施設が対象となり、先ほど私はあまり数がないと言ったのですが、日本の中で運営独立採算を行うことができている公共施設は本当にわずかだと思います。本来はそこに対応するのがコンセッション手法で、運営が黒字だから運営権を民間に買ってくれというのがコンセッションの基本だと思うのですが、今は運営が赤字でも、逆に一定の財源補填をすることで黒字部分をつくり出してコンセッションを当てはめる混合型コンセッションという概念が普及し始めています。その辺りのこともあって、コンセッションという言葉自体も、本来的なコンセッションと混合型コンセッションみたいなところで非常に概念が交錯しています。いつも議論していても、概念整理しないとなかなかかみ合わないということが起きていますので、ぜひこういった議論をしていただくにあたり、整理をしていただけたらなと思っています。

以上です。

○北詰部会長 もしかして部会長の仕事かなと思って今、頭が痛いのですが、おっしゃるように、この手の議論は我々も何度もやっているのだけれども、それぞれお考えの意味範囲が違ってきているというところは私自身も経験しているので、今回は第1回目の部会ではございますので、たくさんの委員の方から違和感という言葉で言葉の使い方であるとか、意味範囲のこの部会としての共通認識みたいなものを早い段階でつくらないとフルツフルな議論ができないという御指摘をいただいていますので、次回までに、この部会ではこの言葉遣いはこの意味範囲でいくのだというような整理を、ぜひまず内閣府のほうでしていただいて、場合によっては次回の部会に行く前に、例えば御発言を積極的になされていた福島委員や下長委員等特にお詳しい委員の方に御相談をしていただいて、ある程度この部会での議論の言葉の共通認識みたいなものをつくった上で次回に臨みませんか。そうしないと同じことをずっと繰り返しているような気がしますので、それは一応、部会長として内閣府に要望させていただきたいなと思います。その上で進めたいと思います。

福島委員、もしあれば。

○福島専門委員 ありがとうございます。今、北詰部会長がおっしゃっていただいたとおりで、プラス、先ほど来申し上げている、もう一つ違和感があるのは、プライマリーの話とセカンダリー市場の話が多分ごっちゃになっているような気がしています。もちろんそれぞれリンクしていて、何故アクションプランでセカンダリー市場のことも言われている

のかというのは、セカンダリー市場、要するにコンセッションを例えば受けた事業者はセカンダリー市場に売却して、そうすると売却資金でまた次の開発にいきますよねという、そこでぐるぐる資金が回っていくからインフラ市場というのが回転していく、経済が回っていくのですよということで両輪になっていくのは当然だと思うのですが、アクションプランで言われているインフラファンドとかと言っているところは、SPC株式の流動化もそうですけれども、多分おおむねこれはセカンダリーのことを言っていて、PFI推進機構は、現状からいうと、恐らくプライマリーのところのファイナンスギャップがあるときに出てきてくださいというふうをお願いされて、大型案件とかでとてもじゃないけれどもローンも下までいけないし、エクイティも集まりませんというときによく呼ばれているというようなイメージだと思うのです。

リンクはするのですが、それぞれのソリューションが変わってくるので、さっきも申し上げたように出てくるプレーヤーがプライマリーとセカンダリーで全く別になってくるので、その辺も混在していて、最後の3ページ目は担い手の育成というところにソリューションが向かっていっているのです、僕から見ると違和感が相当あるというのはまさにその辺りで、筋があちらこちらに行っているなという気がしていますので、そこら辺の市場の性格、属性の区分けというところも、さっき部会長がおっしゃったところにプラスしてしっかり定義していただければ、実のある議論ができるかなという気はします。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

多くの委員の方がおっしゃっていますように、リスクマネーにしても出したいほうは結構出したいと思っているというのは、僕もその実感はあるにはあるので、うまく組成をするというような形で進められればいいかなと思います。それが大規模、小規模という議論にも、横山委員がおっしゃったようなこれまでにないような小規模マーケットをもしかしたらつくれるかもしれないということもありますので、ぜひその辺の整理をした上で議論できればなと思います。

これまでの御議論の中で内閣府、何かコメントございますか。

○福永参事官 ありがとうございます。次回に向けて、多分、今御指摘があったのはプライマリーかセカンダリーか、あるいはいわゆる空港のような大規模な話なのか地方の案件みたいな話なのかとか、その辺りをクロスさせつつ議論の整理をして、概念整理した上で次回また御議論いただきたいと思います。

1つあるのは、今、我々が直面しているものとしては、機構が設立から8年たっている中で、当初の想定ではそろそろ機構の新規支援は終えてもいいのではないかという時期に差しかかっているという中で、いかにその役割を考えるか。特に、今想定どおりしていないというところであれば、そこはどういうことをしていけば当初の想定に向かった部分にいけるのか。あるいは現状が当初の想定とは違うから、違う道筋を考えて何かをしていかなければいけないのかというところを検討していく必要があろうと思ったのが今回の発端でございますので、そこも含めてまた概念整理した上で御議論いただければと思っ

ております。ありがとうございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

これはこの会議の外でまた内閣府と相談したいのですけれども、機構の行き先について、この部会で議論する範囲はどこまであるのかというのは、外で議論させていただいて、次のときに皆さんに御議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、一応、用意していた議事2つについては御意見いただいて、その他、もちろん御意見とか御質問があらうかと思っておりますけれども、事務局にメール等で御連絡いただいた上で次に進められればと思います。

最後、その他ということですのでけれども、議事（3）について事務局から御説明いただければと思います。

○庄司企画官 資料3で検討項目とスケジュールというものを御用意しておりますので、簡単に触れさせていただきたいと思います。

今期の検討項目とスケジュール、それぞれの部会について整理をしているものでございます。今回、早速御議論いただいておりますが、小規模自治体とか収益型PFI事業というところ、それから、昨年度御議論いただきました手引きを見直したりしたようなものに関して、状況のフォローアップ等も御報告していければと考えておりますが、事業推進部会における検討項目ということでございます。

計画部会のほうは、今期既に2回開催しているところでございますけれども、アクションプランの見直しということで、設定した事業規模目標を超えているような状況でございますので、新たな目標の設定、それから目標達成に向けた推進方策を議論しているところでございます。

それから、コロナの影響に関して、昨年もしろいろ状況を報告したところでございますけれども、引き続きそのフォローを進めていくということですか、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるPPP/PFIの導入推進施策ということで、市場連動方式の検討とかも進めているようなことも取り上げていければというところでございます。そういったものを通じて、アクションプランのフォローアップもして、新たなアクションプランの検討も進めてまいりたいということを計画部会で行っているところでございます。

今後の全体的なスケジュールを下に書かせていただいておりますけれども、来年の3月ぐらいに向けて各部会、3～5回程度開催しながらそれぞれの議題について熟度を高めていければと思っているところでございます。

例年と違ってアクションプラン案の審議というのを3月ぐらいに置いていまして、事業推進部会の検討においても必要なことを反映していきたいと思っておるのですけれども、今、皆様の任期が来年4月の頭になっているかと思っております。ということもありまして、その任期を迎える前までにアクションプラン案をしっかりと取りまとめていきたいということも思って、こういうスケジュール感を描いているところ。ちょっと例年より前倒しの感じがございます。

一方で、新たなアクションプラン、新たな目標を設定していくという結構大きな話もございまして、タイトなスケジュールの中でいろいろ御審議をいただくようなことも出てくるかと思いますが、御協力いただければと思っているところでございます。アクションプランの決定はまだはっきり決まっているところはないわけでございますけれども、4月から6月ぐらいかなということイメージしながら進めていければということでスケジュールを御紹介させていただきました。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

これについての質問、意見があるかという振り方をさせていただきますけれども、委員として頑張りますとしか言いようがないのかもしれませんが、何かこのスケジュール感、あるいは検討項目について御意見、御質問がありましたら。よろしいですかね。

では、一応部会長として申し上げますと、スケジュールがかなりタイトだと御自身もおっしゃっていたようにありますので、回数を何回もやるべきなのか、あるいは1回の審議事項を少し多めに、場合によっては長い時間、今は都合2時間ぐらいを考えているのですけれども、2時間半とかという形で審議したほうがいいのか、その辺も柔軟に考えさせていただければと思います。委員の先生方は大学の先生から民間企業の方からいろいろいらっしゃいますけれども、年度末はやはりお忙しい方々ばかりですので、うまいスケジュールングをしていながらやっていきたいと思っております。

任期の4月というのはかなり絶対的なものなのですか。

○庄司企画官 これまで何年間か継続でされている方等、個々人の状況によってちょっと違うところはあるのですが、基本的にその任期というのをしっかり。

○北詰部会長 分かりました。3月から4月にかけて委員の方々自身も人事で変更される方もいらっしゃるかもしれませんので、何とか頑張って3月末までにけりを付けたほうが、伸ばすよりは効率的な可能性も十分ありますので、柔軟に考えさせていただければと思います。

○福島専門委員 スケジュールのところで、皆さんそうだと思うのですが、今回もそうだったのですが、これから期末になると多分より調整が大変になってくるので、あと何回この部会をやるのかにもよりますけれども、もしあれだったら、毎回ではなくて、先の方までまとめて3月までスケジュールを調整いただいたほうがありがたかったりもします。

○北詰部会長 大学教員はもう3月末まで大体アカデミックスケジュールが決まっているのだけれども、民間の方は大丈夫でしょうか。いずれにしろ、併せて3月末まで複数回の日程検討ができるのと我々は楽です。よろしくお願ひします。

では、それはぜひお願ひしたいということにさせていただきます、一応、本日予定していた議事はこれまででございますが、全体を通して御意見、御質問はございますか。

では、横山委員、よろしくお願ひします。

○横山専門委員 今日議題に直接関係ないのですけれども、御紹介だけです。私の先ほどの発言の中でも御紹介いたしました三重県庁さんのPFI事業案件の中でちょっと触れましたように、選定委員への事業者の接触禁止規程につきましてかなり詳しく、多分これはあまり全国に例がないと思うのですが、接触とは何か、どうやって判定するのか、誰が判定するのか。接触というものがあつたときにはどのようなフローチャートでどういう対処をするのか。こういったことを明文化したものを、実施方針の中で公表いたしております。三重県庁の社会教育・文化財保護課さんが所管でございますけれども、ぜひ御覧いただきたいと思います。内閣府PPP/PFI推進室からも、是非、全国に普及していただきますように希望します。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

では、ちょうど大体いいお時間になりましたので、私としての役目は終わらせていただいて、事務局にお返しします。

○庄司企画官 皆様、本日はありがとうございました。本日いただいた御意見、事務局の方で整理をいたしまして、次回以降の議論に反映してまいりたいと思います。また、次回以降のスケジュールについて、先ほど御意見いただいたことを踏まえて調整をさせていただければと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。